

マールブルク大学ヴォルフガング＝フォイト教授講演会のお知らせ

2018年1月1日より、建築請負契約に関する新しい規定がドイツ民法典に導入されます。本改正では、民法典中の請負契約に関する部分に新たに「建築契約」、「消費者建築契約」に関する規定が導入されるほか、請負類似の契約として、設計士契約などに関する規定が新設されます。

東洋大学大学院法学研究科では、ドイツ建築私法の第一人者であるマールブルク大学教授ヴォルフガング・フォイト先生をお招きし、下記の要項で新しいドイツ建築請負法に関する特別講演会を開催することになりました。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

本講演会は、東洋大学法学部法学会との共催で行われます。

記

講師：ヴォルフガング・フォイト教授（マールブルク大学）

テーマ：建築物の引取

通訳：藤原正則教授（北海道大学）

日時：2017年10月12日（木）午後6時15分～7時45分（予定）

会場：東洋大学 白山校舎 8号館7階125記念ホール

<http://www.toyo.ac.jp/site/access/access-hakusan.html>

講師：ヴォルフガング・フォイト教授ご紹介

Prof. Dr. Wolfgang Voit (Phillip Universität Marburg)

パッサウ大学卒業後、1994年に同大学にて教授資格取得（民法、商法、民事手続法）、1995年からマールブルク大学教授（民法及び民事訴訟法担当）。

バンベルガー／ロッシュ・コンメンタール、ミュンヘナー・コンメンタール中の請負契約に関する注釈執筆の他、請負契約、建築請負契約、食品表示規則、民事訴訟法などに関する論稿多数。また、民事手続法（ムジラーク教授と共編）、建築私法、食品表示規則に関する多くのコンメンタール（ベック出版など）の編者を勤めている。

連絡先：東洋大学 法学部教授 芦野訓和 ashino_n@toyo.jp
03-3945-7425（研究室事務室）